

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（具体的 かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考	
1	社団法人国立大学協 会 東京都千代田区 一ツ橋2-1-2学 術総合センター4階	国立大学法人総合損害保 険	国立大学法人名古屋工 業大学 契約担当役 瀧川 孝 名古屋市昭和区御器所 町	平成18年4月3日	4,907,900	随意契約	当該保険は、国立大学協会が文部科学省 の協力を得て開発して多数の大学が加入 しており、競争を行うより非常に有利な 価格で加入することができる。よって国 立大学法人名古屋工業大会計規程第3 3条第1項第3号・国立大学法人名古屋 工業大学契約事務取扱規則第33条第3 項第4号により随意契約を締結した。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14		
2	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門二 丁目2番4号	入試試験問題印刷 一式	国立大学法人名古屋工 業大学 契約担当役 呉 茂 名古屋市昭和区御器所 町	平成18年12月19日	7,690,023	随意契約	本契約は本学の入学試験の公正性を担保す る必要から本法人の行為を秘密にする必要 があるため他の相手方との契約を許さない。 よって国立大学法人名古屋工業大会計規 程第33条第1項第1号 及び国立大学法人名古屋工業大学契約事務 取扱規則第33条第1項第1号に該当するた	その他	随意契約によらざるを得ないもの	15		
3	社団法人化学情報協 会 東京都文京区本駒込 6-25-4	電子ジャーナル	国立大学法人名古屋工 業大学 契約担当役 瀧川 孝 名古屋市昭和区御器所 町	平成18年4月1日	8,743,350	随意契約	(社)化学情報協会は、当電子ジャーナルの国 内における唯一の取扱協会であるので、他社 より購入できないため、見積書を徴収して価 格を確認し、国立大学法人名古屋工業大学 会計規程第33条第1項第1号および同契約事 務取扱規則第33条第1項第3号により随意契 約を適用した。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10		
合計					21,341,273							0

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（本学の定める少額随契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省  
と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）との契約を表したもの  
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1  
項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- (注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理  
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件）  
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していないものは、対象外
- (注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載  
複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載
- (注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載
- (注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類、引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載
- (注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足  
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類
- (注7) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「（競争性のない）随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載

- ・法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの「1」
- ・条約等の国際的取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの「2」
- ・閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの「3」
- ・地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの「4」
- ・当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）「5」
- ・官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等「6」
- ・防衛装備品であった、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等「7」
- ・電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）「8」
- ・郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの）「9」
- ・再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入「10」
- ・美術館等における美術品及び工芸品等の購入「11」
- ・行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの「12」
- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「19」